

5GやIoT時代を見据え、今後地域での通信の活発化への対応や我が国の耐災害性強化に向けて、地域におけるデータ処理の核となるデータセンター等の整備を更に促進するため、地域データセンター整備促進税制を延長。

現行制度

1 対象者

特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき総務大臣から実施計画の認定を受けた電気通信事業者

2 対象設備

データセンター整備事業に用いるものとして認定された実施計画に従って取得したサーバー・ルーター・スイッチ・電源装置等

3 措置内容

法人税：取得価額の15%の特別償却

固定資産税：課税標準3/4の特例（取得後3年間）

4 適用期間

令和2年3月31日まで

5 適用要件

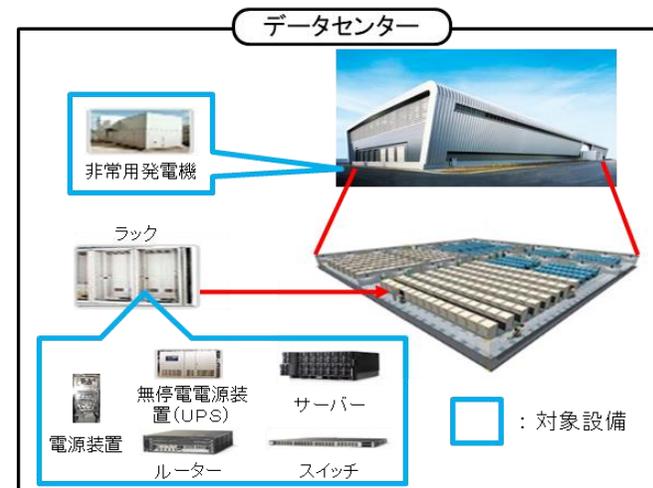
法人税：東京圏※1以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とするものに限る。

固定資産税：首都直下地震緊急対策区域※2以外に整備するもので、当該地域内のデータセンターのバックアップを専ら目的とするものに限る。

※1 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部
※2 首都直下地震緊急対策区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の全域、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県の一部

改正内容

- ・法人税の特別償却：廃止
- ・固定資産税の課税標準の特例：適用期間を2年間延長（令和4年3月31日）



データセンターの東京圏一極集中

地域別サーバールーム床面積（2018年度末時点）

